

理由

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税の緊急措置の導入に伴い、本邦の産業の定義、当該関税の緊急措置に係る調査等の手続、当該関税の緊急措置をとることとする場合等における関税・外国為替等審議会への諮問等当該関税の緊急措置の適用に関し所要の規定を定める必要があるからである。